

「桑名市役所駐車場 サウンディング型市場調査」実施要領

専門的かつ一体的な管理が理想的とされる駐車場管理業務において、民間活用事業の検討を行う上で活用方法案や市場性の把握、維持管理コストを低減するためのアイデアを広くお聞きするため、サウンディング型市場調査を実施します。

市有資産活用の検討にあたり、その活用方法について民間事業者と対話を通して、広く意見や提案を求めます。

◆ 提案のできる方

提案内容を自ら実施する意思及び能力を有する民間企業、NPO法人等の法人又は任意団体等（※個人は除く）

◆ 提案の対象とする施設

桑名市役所に隣接する南駐車場、東駐車場、北駐車場

◆ 提案期間

平成29年10月5日（木曜日）から平成29年11月30日（木曜日）まで

◆ 提案方法

郵送または持参により財政課へ提出

平成29年10月

桑名市

調査に関する問合せ先

〒511-8601 桑名市中央町2丁目37番地

桑名市役所 総務部 財政課（総務課）

電話 0594-24-1137

メール zaimum1@city.kuwana.lg.jp

1.趣 旨

現在、桑名市役所に隣接する駐車場管理においては、設備機器の法定検査や保守・点検などの業務をそれぞれ個別に委託により実施しています。

しかしながら、専門的かつ一体的な管理が理想的とされる駐車場管理業務において、民間活用事業の検討を行う上で、活用方法案や庁舎駐車場における市場性の把握、維持管理コストを低減するためのアイデアを広くお聞きするため、サウンディング型市場調査を実施します。

2.サウンディング型市場調査とは・・・

サウンディング型市場調査とは、市有資産活用の検討にあたり、その活用方法について民間事業者と対話を通して広く意見や提案を求めることで、市場性を検討する調査のことです。

期待される効果

- ①活用の早い段階で、民間事業者の「土地・建物等の活用の可能性」を調査することで、幅広い活用方法の検討が可能となります。
- ②現状課題を提示して「対話」をすることで、課題解決に向け、民間事業者のノウハウを生かした活用案の検討が可能となります。
- ③民間事業者にとっては、対話を通じて自らのノウハウと創意工夫を一定程度、公募条件等に反映する可能性があります。

3.募集する提案

提案者自らが実施主体となっていていただける実現可能な提案を募集します。**市有資産活用の検討にあたり、その活用方法について民間事業者と対話を通して、広く意見や提案を求めます。**

民間事業者の方々のノウハウ・アイデアを提案していただくことにより、桑名市役所 駐車場管理の再編に向けて、以下の項目について展開できる可能性に加え、事業方式、法的手続き、所有形態、管理・運営方法等を含めた提案を募集するものです。

- ① 市場性の有無
- ② 事業者の参加意向の把握と、資産活用のアイデア
- ③ 維持管理コストの低減方法
- ④ 地域の活性化などの賑わいづくりや地域貢献活動等

4.施設活用の前提条件

- (1) 桑名市役所に隣接する駐車場の民間事業者による活用方法を調査対象とします。
駐車場としての活用方法だけではなく、賑わいの創出や地域の活性化等の相乗効果を目的とするため、現在の駐車場機能を損なわない範囲で自由な提案を可とします。
- (2) 原則として、活用後は民間事業者において原状回復をおこなうものとします。
また想定期間は、概ね5～10年程度とします。
- (3) 活用期間中の管理運営等の経費は民間事業者の負担とし、市の負担は生じないものとします。

※法令及び本市の契約上のルール等により、あらためてご提案に関して公募等の手続きが必要になる場合がありますが、その際に、本市がご提案者から得た情報の全部または一部を利用し、公募等のための仕様を作成させていただくことがあります。

5.提案のできる方

提案内容を自ら実施する意思及び能力を有する民間企業、NPO法人等の法人又は任意団体等が提案することができます。（※個人は除く）

ただし、次に掲げる団体は提案できません。

- | | |
|-----|---|
| (1) | 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者 |
| (2) | 応募書類提出時に桑名市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けている者 |
| (3) | 桑名市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している者 |
| (4) | 桑名市暴力団排除条例に規定する排除の対象となる法人等に該当する者 |
| (5) | 政治的・宗教的な関連性や要素がある場合 |
| (6) | 地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する者 |
| (7) | 公共性・公平性に問題がある等、その他、桑名市が連携を行うにあたりふさわしくないと判断した場合 |

複数企業等から1つの提案をいただくことも「可」としますが、その際は責任の所在を明確にするとともに、代表企業を設定してご提案ください。

6.調査の対象とする施設

桑名市役所に隣接する桑名市庁舎南駐車場、桑名市役所東駐車場、桑名市役所北駐車場

名 称	桑名市庁舎南駐車場
所在地	桑名市新矢田二丁目5番地1
面 積	6,474.31 m ²
財産分類	行政財産（設置条例がある施設）
建物の概要	鉄筋コンクリート造 地上4階 収容台数333台（平成29年4月1日現在） （内訳：一般240台、公用車87台、おもいやり6台）
都市計画による制限	用途地域：第一種住居地域（建ぺい率60%、容積率200%） 主要用途：駐車場 防火・準防火地域：無指定 その他：都市計画駐車場、景観条例に基づく景観計画区域
特記事項	公用車の効率的な集中管理の手法・提案があれば、同時に受付をさせていただきます。

名 称	桑名市役所 東駐車場
所在地	桑名市中央町二丁目37番地
面 積	約851 m ² （駐車スペース約310 m ² ）
財産分類	行政財産（設置条例がない施設）
駐車場の概要	収容台数21台（内訳：一般19台、おもいやり2台）
都市計画による制限	用途地域：近隣商業地域（建ぺい率80%、容積率300%） 防火・準防火地域：無指定 その他：景観条例に基づく景観計画区域

名 称	桑名市役所 北駐車場
所在地	桑名市中央町二丁目37番地
面 積	約905㎡（駐車スペース約380㎡、駐禁スペース約40㎡）
財産分類	行政財産（設置条例がない施設）
駐車場の概要	収容台数26台（内訳：一般20台、おもいやり6台）
都市計画による制限	用途地域：近隣商業地域（建ぺい率80%、容積率300%） 防火・準防火地域：無指定 その他：景観条例に基づく景観計画区域

《注意事項》

- ・各駐車場における現状分析、課題等は『資料編』を参照してください。
- ・桑名市庁舎南駐車場は、第一種住居地域に立地しています。この地域は300㎡を超える駐車場の建設はできませんが、建築基準法施行令第130条7の2により、「都市計画駐車場」とすることで建設可能としています。そのことからアイデアを実現する場合、関係法令等により規制される場合があります。
- ・対話内容には駐車台数の大幅な増加等、周辺の環境に著しく影響を及ぼすおそれのある事業アイデアは含みません。
- ・駐車場の一体的な活用を基本と考えていますが、一部（分割）での活用アイデアがあれば併せてお聞かせください。

7. 参加事業者説明会および見学会の開催

サウンディング型市場調査へ参加を希望する事業者向けに、説明会及び現地見学会を開催します。説明会及び見学会は、事前申込制となります。

参加を希望される事業者の方は、平成29年10月12日（木）午後5時までに、法人名又は法人のグループ名、連絡先となる法人部署名（グループの場合は代表法人をお決めください）、役職名、氏名、連絡先となるEメールアドレス、電話番号をご記入の上、【説明会参加申込】の件名で、桑名市財政課Eメールアドレスあてにご連絡ください。

説明会および現地見学会日時：平成29年10月13日（金） 午前10時～

場 所：桑名市中央町二丁目37番地 桑名市役所3階 第2会議室

8. 事前協議・対話

制度に関することや客観的データ等の情報開示を行い、提案づくりのサポートをするために事前協議・対話を行います。事前協議・対話を希望される場合は、提案書の受付前に行いますのでご留意ください。なお、相談内容により回答に時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

・調査に関するお問合せ先

桑名市 総務部 財政課

TEL：0594-24-1137 FAX：0594-24-1412

メール：zaimuml@city.kuwana.lg.jp

・施設に関するお問合せ先

桑名市 総務部 総務課

TEL：0594-24-1153 FAX：0594-24-1350

メール：somum@city.kuwana.lg.jp

9. サウンディング型市場調査 提案書の受付

(1) 提出書類

提案に当たっては、次の資料を提出してください。提出書類は原則A4サイズで作成をお願いします。

◆ 提出書類

- ① 桑名市役所駐車場 サウンディング型市場調査 提案書
- ② その他提案事業の内容が分かる参考資料（任意）

◆ 提案書様式等のダウンロード

<http://www.city.kuwana.lg.jp/index.cfm/25,58681,208,788,html>

(2) 提出方法、提出先

持参又は郵送いずれかの方法で必要書類を2部ずつ、桑名市役所 財政課までご提出をお願いします。

(3) 提出期間

平成29年10月5日（木）から平成29年11月30日（木）まで

- ・ 持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）
- ・ 郵送の場合は、締め切り日の当日消印有効

(4) 注意事項

- ・ ご提出いただいた資料は返却しませんのでご了承ください。
- ・ 提案内容について質問をさせていただくため、本市から提案者にご連絡することがあります。また、必要に応じてヒアリングの実施または追加資料のご提出をお願いすることがあります。
- ・ 提案の成立・不成立に関わらず、桑名市は提案及び対話・調整にかかる一切のコスト（事前協議等にかかる人件費・交通費などを含む一切の費用、損害等）の補填や賠償をいたしません。

10. サウンディング型市場調査の手続きの流れ

① : サウンディング型市場調査参加者募集【平成29年10月5日（木）】

⇒実施要領等を桑名市ホームページで公表し、サウンディング型市場調査への参加事業者を募集します。

② : 参加事業者説明会および見学会の開催【平成29年10月13日（金） 10:00～】

⇒サウンディング型市場調査へ参加を希望する事業者向けに、説明会及び現地見学会を開催します。説明会及び見学会は、事前申込制となります。参加をご希望される事業者の方は、平成29年10月12日（木）午後5時までに申込みをお願いします。

③ : サウンディング型市場調査 質問書受付期限【平成29年10月27日（金）まで】

⇒提案募集に関する質問は、「サウンディング型市場調査に関する質問書」に必要事項を記入し、受付期間中に電子メールにて桑名市財政課Eメールアドレスあてに送付してください。なお、件名は「サウンディング型市場調査 質問書送付」としてください。

④ : 質問書に対する回答【平成29年11月6日（月）】

⇒いただいたご質問に対する回答は、必要に応じて順次ホームページ上で公開いたします。なお、応募者名は公表しません。

⑤：提案書の提出期限【平成 29 年 11 月 30 日（木）まで】

⇒提案書には次の項目についての記載を基本とします。

『提案事業名称』、『事業内容・事業規模』、『事業期間』、『提供される技術や方策』、『提案事業のメリット・デメリット』

※本提案は、市有資産の活用方法にあたり、多様な手法を検討するために参考となるものを求めるものです。したがって、提案書に添付される図面等は概略案のレベルとします。

※提案書作成にあたっての注意事項は下記のとおりです。

- ・提案事業の内容が分かる参考資料（任意）の用紙サイズはA4またはA3サイズで、ページ数は10ページ程度までとし、ページ番号を付けて作成してください。
- ・文章を補完するための写真、イラスト、イメージ図等が必要な場合は、適宜貼付してください。
- ・企業名及び企業名が分かるロゴマーク等は記入しないでください。

⑥：サウンディング実施結果の概要公表【平成 30 年 1 月下旬（予定）】

⇒サウンディング実施結果は、原則公表します。

※公表にあたっては、事前に内容確認を行うとともに、事業者ノウハウの保護を考慮します。

なお、参加事業者の名称は公表しません。

スケジュール

日程	項目
平成 29 年 10 月 5 日	① サウンディング型市場調査参加者募集
平成 29 年 10 月 13 日	② 参加事業者説明会および見学会の開催
平成 29 年 10 月 27 日	③ サウンディング型市場調査 質問書受付期限
平成 29 年 11 月 6 日	④ 質問書に対する回答
平成 29 年 11 月 30 日	⑤ 提案書の提出期限
平成 30 年 1 月下旬（予定）	⑥ サウンディングの実施結果の概要公表

留意事項

- (ア) サウンディングは参加事業者のアイデア及びノウハウを保護するため個別に行います。
- (イ) 参加事業者の名称は公表しません。
- (ウ) 当該施設に関する公募事業等が実施される場合、サウンディングへの参加実績が優位性を持つものではありません。但し、提案内容が利活用案や公募条件等に反映される可能性があります。
- (エ) サウンディングへの参加に伴う書類作成及び提出等にかかる全ての費用は、参加事業者の負担とします。
- (オ) サウンディングで提出された書類については、著作権は作成事業者に帰属しますが、返却はいたしません。
- (カ) 対話において知り得た情報を、許可なく第三者に伝えることを禁止します。

11.その他

- ・情報公開請求があった場合には、「桑名市情報公開条例」に基づき対応します。
- ・提案書に虚偽の記載があった場合には、失格となることがあります。

『資料編』

桑名市役所南側立体駐車場 建設の経緯

近年（建設当時）の自動車利用の増加に加え、合併による市民増加によって、駐車場不足が一層問題となった。そこで市役所南側にあった旧平面駐車場敷地（新矢田公園の一部を含む）において、更なる収容台数が確保できる駐車場建設計画が行われることとなった。

南側立体駐車場の収支

桑名市役所 北・東駐車場は無料であるが、南駐車場は有料の立体駐車場となっている。
南駐車場の維持管理費（平成27年度決算額）は4,272,996円となっている。

収支バランス

歳入	金額	歳出	金額
駐車場使用料（一般）	1,034,700円	自動料金システム（委託）	1,493,437円
駐車場使用料（病院）	428,100円	エレベーター保守（委託）	863,136円
（※EV自動車の利用料金は無料でしたが、H29.5.31からサービス停止中です）		消防設備点検（委託）	86,400円
		修繕料	162,000円
		水道料金	15,160円
		下水道使用料	20,830円
		電気料金	1,632,033円 （うちEV 759,766円）
合計	1,456,500円	合計	4,272,996円

歳出・歳入の収支バランスを確認すると、維持管理コストに比べて、収益性が少ない現状があります。

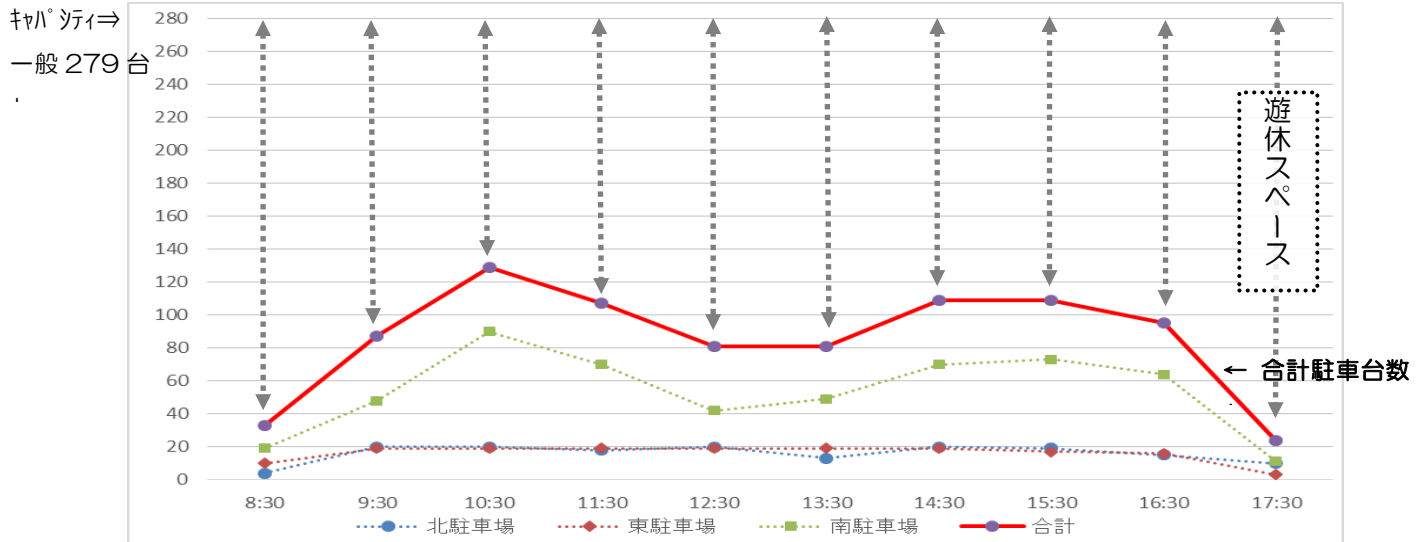
収容能力（市役所に隣接する全体の駐車場）

	一般	公用車	おもいやり	合計
南駐車場	240	87	6	333
北駐車場（約905㎡）	20	0	6	26
東駐車場（約851㎡）	19	0	2	21
地下駐車場	0	8	0	8
合計	279	95	14	388

（平成29年4月1日現在）

市役所に隣接する駐車場（南・北・東・地下駐車場）においては、一般車は279台駐車可能です。

平日 [H29.1.27(金)] の利用状況 [平均稼働率：32.0%、最大：48.2%、最少：9.0%]



収容能力（一般車 279 台）の割に稼働率が悪く、余剰（遊休スペース）が出ています。

課題の整理

- 維持管理コストに比べて、収益性が少ない。
- 北・東は無料だが、南駐車場は有料の料金設定
- 収容能力の割に稼働率が悪く、余剰（遊休スペース）が出ています（※確定申告時期は除く）
⇒ 資産の有効活用ができていないおそれがあります

○桑名市営駐車場条例

平成 20 年 3 月 27 日

条例第 16 号

改正 平成 21 年 3 月 26 日条例第 18 号

平成 26 年 3 月 24 日条例第 38 号

桑名市駐車場条例（平成 16 年桑名市条例第 152 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 駐車場（第 4 条—第 13 条）

第 3 章 店舗施設（第 14 条—第 31 条）

第 4 章 指定管理者による駐車場の管理（第 32 条）

第 5 章 雑則（第 33 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、市街地における長時間の駐車需要に応じ、もって道路の効用の保持及び円滑な道路交通の確保を図るため、駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）に基づき、市が設置する路外駐車場に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第 2 条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
桑名市営桑名駅前駐車場	桑名市桑栄町 1 番地 2（サンファール北館 3 階から 6 階まで及び 7 階の一部）
桑名市営末広駐車場	桑名市末広町 36 番地
桑名市庁舎南駐車場	桑名市新矢田二丁目 5 番地 1

（利用できる自動車）

第 3 条 駐車場を利用することができる自動車は、別表第 1 のとおりとする。

第 2 章 駐車場

（供用時間）

第 4 条 駐車場の供用時間は、午前 0 時から午後 12 時までとする。ただし、桑名市庁舎南駐車場については、午前 8 時から午後 8 時までとする。

2 前項に規定する供用時間については、市長が駐車場の管理上必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（駐車料金）

第 5 条 駐車場の駐車料金（以下「料金」という。）の額は、別表第 2 及び別表第 3 に定める金額とする。

（駐車券の発行）

第 6 条 市長は、利用者の利便を図るため回数駐車券及び定期駐車券を発行することができる。ただし、定期駐車券の発行は、当該駐車場の収容能力の 5 分の 3 に相当する数を限度とする。

（料金の徴収）

第 7 条 料金は、駐車場の利用を終わった際に、その利用者から徴収する。ただし、回数駐車券及び定期駐車券については、これを交付するときに徴収する。

（料金の減免）

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させる場合においては、料金を減

免することができる。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 当該駐車場の附近において国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他緊急を要する公務を行うため使用する自動車
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める自動車
(料金の還付)

第9条 既納の料金は、還付しない。ただし、回数駐車券及び定期駐車券を交付した場合において、駐車場の供用時間の変更、休止又は廃止その他特別の理由が生じたときは、規則で定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。

(駐車の拒否)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車させることができない自動車を駐車させようとするとき。
- (2) 駐車場の施設及び人体に危険を及ぼすおそれのある物品を積載した自動車を駐車させようとするとき。
- (3) 駐車場の施設その他の物件を損傷するおそれのあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。
(禁止行為)

第11条 駐車場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設その他の物件又は駐車中の自動車を汚染し、若しくは損傷するおそれのある行為をすること。
- (3) みだりに火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他の汚物を捨てること。
- (4) 市長の許可を得ないで飲食物その他の物品を販売し、又は陳列すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。
(休止)

第12条 市長は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(損害賠償)

第13条 駐車場の施設その他の物件を損傷し、又は滅失した者若しくは第三者に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

2 市長は、駐車場内において第三者の行為により生じた損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

第3章 店舗施設

(店舗施設)

第14条 桑名市営末広駐車場に、監視性の確保、犯罪企図者の接近の防止並びに近隣地区住民の帰属意識及び共同意識の向上を図るため店舗施設を設置する。

2 店舗施設は、物品販売業、サービス業その他前項の目的を達成するために適正な業種を営む者の利用に供する施設とする。

(利用の許可等)

第15条 店舗施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可の期間は、3年を超えることはできない。

3 第1項の許可は、規則で定めるところにより、更新することができる。

4 市長は、第1項の利用の許可に当たり、必要な条件を付けることができる。

(利用者の決定)

第16条 店舗施設を利用する者は、次に掲げる条件を具備する者で、規則で定めるところにより

決定する。

- (1) 店舗施設を近隣の居住環境の保持に支障のない店舗にしようとする者であること。
- (2) 店舗施設を経営する能力を有する者であること。
- (3) 使用料等を支払う能力を有し、諸税の滞納がない者であること。
- (4) 使用料の支払いにつき、確実な連帯保証人があること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- (6) 暴力団員でないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を行おうとするものでないこと。
- (8) その他市長が必要と認める条件を具備すること。

（利用の手続）

第17条 前条の規定により店舗施設を利用する者として決定された者は、市長の指定する日までに、次に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 規則で定める誓約書を提出すること。
 - (2) 第21条第1項に規定する保証金を納付すること。
- 2 市長は、店舗施設を利用する者として決定された者が前項の手続をしないときは、当該決定を取り消すことができる。
 - 3 市長は、第1項の手続を完了した者に対して、店舗施設の利用を許可する。
 - 4 店舗施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その許可の日から市長が指定する日までに当該店舗施設の利用を開始しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
 - 5 市長は、利用者が前項の規定に違反したときは、その利用の許可を取り消すことができる。

（使用料）

第18条 使用料は、別表第4の範囲で規則に定めるところにより決定する。

（使用料の徴収）

第19条 使用料は、店舗施設の利用の許可の日からこれを徴収する。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、利用許可の日後において市長が指定する日からこれを徴収することができる。

- 2 使用料は、毎月末日までにその翌月分を納付しなければならない。ただし、店舗施設の利用の許可の日の属する月の使用料は、市長が指定する日までに納付しなければならない。
- 3 利用者が第27条第1項に定める手続を経ないで無断で店舗施設を立ち退いたときは、市長がその事実を知った日までの使用料を徴収する。
- 4 店舗施設の利用許可の日（第1項ただし書の場合は、市長が指定する日）若しくは店舗施設を立ち退いた日（前項の場合は、市長がその事実を知った日）の属する月の使用期間が1月に満たないときの使用料又は次条第1項に規定する減額及び免除の期間の始期若しくは終期が月の途中であるときの使用料は、日割計算による。

（使用料の減免及び徴収猶予）

第20条 市長は、店舗施設が災害により著しい損害等を受けたときは、使用料を減額し、若しくは免除し、又は使用料の徴収を猶予することができる。

- 2 前項に定める使用料の減額及び免除の基準並びに割合等及び使用料の徴収猶予の期間等は、規則で定める。

（保証金）

第21条 市長は、利用者から12月分の使用料に相当する金額の保証金を徴収する。

- 2 保証金は、店舗施設返還の際、これを返還する。この場合において、未納の使用料、損害賠

償金等があるときは、保証金のうちからこれを控除する。

3 前項後段の場合において、保証金の額が未納の使用料、損害賠償金等を償うに足りないときは、利用者は、直ちにその不足額を納付しなければならない。

4 第2項の規定により返還する保証金は、無利子とする。

(利用者の費用負担)

第22条 次の費用は、利用者の負担とする。

(1) 利用者の責めに帰すべき理由により行う修繕に要する費用

(2) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(3) ごみの処理並びに排水の清掃及び消毒に要する費用

(4) 販売促進費等の営業的な費用

(5) 前各号に掲げる費用のほか、市長が指定する費用

2 市長は、前項第2号又は第5号の費用のうち、利用者に負担させることが適当でないとするものについて、その全部又は一部を利用者に負担させないことができる。

(利用者の保管義務)

第23条 利用者は、市営末広駐車場店舗施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、市営末広駐車場店舗施設を滅失し、又は損傷したときは、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第24条 利用者は、店舗施設を店舗以外の用途に利用し、又は利用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用の権利の承継)

第25条 市長は、店舗施設の管理上支障がないと認めるときは、前条の規定にかかわらず、店舗施設の利用の権利の承継を許可することができる。

(許可事項)

第26条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の許可を受けなければならない。

(1) 店舗施設の内装工事等を行おうとするとき。

(2) 許可を受けた業種以外の業種を行うために店舗施設の全部又は一部を利用しようとするとき。

(店舗施設の返還)

第27条 利用者は、店舗施設を返還しようとする場合は、返還しようとする日の6月前までに市長に届け出て、当該店舗施設の検査を受けなければならない。

2 前項の場合において、利用者は、当該店舗施設を原状に回復しなければならない。

(建替事業の施工に伴う明渡し請求)

第28条 市長は、店舗施設の建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、当該店舗施設の利用者に対して、その旨を通知するとともに、期限を定めて、その明渡しを請求することができる。この場合において、明渡しの期限は、当該明渡しの請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日としなければならない。

2 前項の規定による請求を受けた利用者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該店舗施設を明け渡さなければならない。

(店舗施設の明渡し請求)

第29条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に対して、当該店舗施設の明渡しを請求することができる。

(1) 不正の行為により利用の許可を受けたとき。

(2) 使用料を滞納したとき。

- (3) 15日以上店舗施設を利用しないとき。
 - (4) 店舗施設又は共同施設を故意又は重大な過失により損傷させたとき。
 - (5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (6) 前各号に掲げるほか、市長が店舗施設の管理上必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定による請求を受けた利用者は、速やかに当該店舗施設を明け渡さなければならない。この場合において、当該利用者は、損害賠償の請求をすることができない。
- (利用状況の報告)

第30条 市長は、店舗施設の利用状況について必要な報告を求めることができる。

(店舗施設の検査)

- 第31条 市長は、店舗施設の管理上必要があると認めるときは、市の職員のうちから市長が指定する者に店舗施設の検査をさせ、又は利用者に対する必要な指示をさせることができる。
- 2 前項の検査を行う場合において、現に利用している店舗施設に立ち入るときは、あらかじめ当該店舗施設の利用者の承諾を得なければならない。ただし、緊急又は非常の場合は、この限りでない。
- 3 前2項の検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

第4章 指定管理者による駐車場の管理
(指定管理者による駐車場の管理)

第32条 市長は、別表第5に規定する駐車場について、次に掲げる業務を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

- (1) 駐車場の利用及びその制限に関する業務
 - (2) 駐車場の維持管理に関する業務
 - (3) 第6条に規定する駐車券の発行に関する業務
 - (4) 第7条に規定する料金徴収に関する業務
 - (5) 第8条に規定する料金の減免及び第9条に規定する料金の還付に関する業務
 - (6) 第10条に規定する駐車拒否に関する業務
 - (7) 第12条に規定する駐車場の休止に関する業務
 - (8) 第13条に規定する損害賠償に関する業務
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務
- 2 前項の規定により、市長が指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合においては、次の表の左欄に掲げる規定中、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条、第6条、第8条、第10条及び第12条	市長	指定管理者
第4条及び第12条	必要があると認めるときは	必要があると認めるときは市長の承認を受けて
第8条	必要と認める	必要と認め、市長の承認を受けた
第11条	市長の許可	指定管理者が認め、市長の許可
第13条	市長	市長及び指定管理者

第5章 雑則
(その他)

第33条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 章の規定及び別表第 5 の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に改正前の桑名市駐車場条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、改正後の桑名市営駐車場条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 改正後の桑名市営駐車場条例の規定による桑名市営末広駐車場の施設を利用するための手続等については、この条例の施行の前日においても行うことができる。

附 則 (平成 21 年 3 月 26 日条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 24 日条例第 38 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) から起算して 3 月以内に利用できる定期駐車券の定期駐車料金については、別表第 2 桑名市営桑名駅前駐車場の項及び桑名市営末広駐車場の項の改正規定は適用しない。
- 3 この条例の施行日から起算して 3 月以内の店舗施設の使用料については、別表第 4 の改正規定は適用しない。

別表第 1 (第 3 条関係)

駐車場名	車種	車体制限
桑名市営桑名駅前駐車場	道路運送車両法施行規則 (昭和 26 年運輸省令第 74 号) 別表第 1 に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車 (これらの自動車のうち二輪自動車及び三輪自動車を除く。) とする。	長さ 5.0 メートル以下 幅 1.85 メートル以下 高さ 2.1 メートル以下 重量 2.5 トン以下
桑名市営末広駐車場		長さ 5.0 メートル以下 幅 1.85 メートル以下 高さ 2.1 メートル以下 重量 2.5 トン以下
桑名市庁舎南駐車場		長さ 5.0 メートル以下 幅 2.0 メートル以下 高さ 2.1 メートル以下 重量 2.5 トン以下

別表第 2 (第 5 条関係)

駐車場名	普通駐車料金		回数駐車料金	定期駐車料金
	昼間料金 午前 6 時から午後 10 時まで	夜間料金 午後 10 時から翌日午前 6 時まで		
桑名市営桑名駅前駐車場	1 回 30 分までごとに 100 円	1 回 30 分までごとに 60 円	100 円券 11 片綴 1,000 円 プリペイドカード 3,300 円相当	3 月 1 台につき 32,400 円

			3,000 円 プリペイドカード 5,500 円相当 5,000 円	
桑名市営末広駐 車場	1 回 30 分までご とに 70 円	1 回 30 分までご とに 40 円	70 円券 11 片綴 700 円	3 月 1 台につき 32,400 円

別表第 3 (第 5 条関係)

駐車場名	駐車料金
桑名市庁舎南駐車場	1 回 1 時間を超えて 30 分までごとに 100 円

別表第 4 (第 18 条関係)

区分	使用料
店舗施設	月額 1,030 円以上/平方メートル

備考

- 1 面積に小数点以下 2 位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。
- 2 利用者が 1 月につき納付すべき使用料の総額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

別表第 5 (第 32 条関係)

桑名市営末広駐車場	桑名市末広町 36 番地
-----------	--------------